

事 件 番 号	令和3年（ネ）第2663号	言 渡 日	令和4年6月1日
事 件 名	意匠権侵害差止等請求控訴事件（原審 大阪地方裁判所令和2年（ワ）第10386号）		
裁 判 所	大阪高等裁判所第8民事部		
控 訴 人	株式会社ドウシヤ	訴訟代理人弁護士	小松陽一郎 外2名
被 控 訴 人	スワン電器株式会社	訴訟代理人弁護士	鈴木 修 外2名
意匠に係る物品	送風機付き照明器具		
関 連 条 文	意匠法37条1項及び2項、不競法2条1項1号、不競法2条1項3号、不競法3条2項、不競法4条、民法709条		
主 文	1 本件控訴をいずれも棄却する。 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。		
判 決 要 旨	<p><b>争点1（意匠権関係） 原告意匠と被告意匠の類否</b></p> <p>1 審原告が当審において主張する差異点は微差ということとはできない。原判決を引用して説示したとおり、要部を踏まえた原告意匠と被告意匠の共通点及び差異点を総合的に考慮すると、原告意匠の構成は、平面視（底面視）が円形である点を除き、全体的に直線的で、すっきりとして洗練された印象を与えるのに対し、被告意匠の構成は、全体的に存在感を示しつつも、柔らかく安定感のある印象を与えるものであって、これらの印象がそれぞれの意匠全体に与える影響は強く、原告意匠と被告意匠に接した需要者は、両意匠から異なる印象を強く感じるものとみられる。</p> <p>したがって、原告意匠と被告意匠とは、基本的構成態様においておおむね共通するものの、具体的構成態様における差異点はその共通点により生ずる美感を凌駕し、全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にするというべきであって、被告意匠は、原告意匠と類似するとはいえない。</p> <p><b>争点2（不競法2条1項3号関係） 被告商品による形態模倣の有無</b></p> <p>当裁判所も、原告商品と被告商品の形態が実質的に同一であるとは認められないから、被告商品は、原告商品の形態を模倣したものであるということとはできないと判断する。</p> <p><b>争点3（不競法2条1項1号関係）</b></p> <p>ア 争点3-1 原告商品の形態の商品等表示該当性</p> <p>イ 争点3-2 原告商品と被告商品の形態の類否及び混同のおそれの有無</p> <p>当裁判所も、原告商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有していると認めることはできないと判断する。</p>		

## 事案の概要

本件は、意匠に係る物品を「送風機付き照明器具」とする意匠登録第 1650627 号の意匠権を有する控訴人（以下「1 審原告」という。）が、被控訴人（以下「1 審被告」という。）による原判決別紙被告商品目録記載の商品（被告商品）の製造、販売行為に関し、① 被告商品の意匠（被告意匠）は、意匠に係る物品を「送風機付き照明器具」とする 1 審原告の意匠権（原告意匠権）に係る意匠（原告意匠）に類似することから、原告意匠権を侵害する、② 被告商品は原判決別紙原告商品目録記載の商品（原告商品）の形態を模倣したものであるから、不正競争防止法（不競法）2 条 1 項 3 号所定の不正競争に該当する、又は③ 被告商品は周知の商品等表示である原告商品の形態と類似の形態を使用するものであるから、不競法 2 条 1 項 1 号所定の不正競争に該当するとして、1 審被告に対し、被告商品の譲渡等の差止（意匠法 37 条 1 項又は不競法 3 条 1 項）、製造の差止（意匠法 37 条 1 項又は不競法 3 条 2 項）、被告商品及びその半製品の廃棄（意匠法 37 条 2 項又は不競法 3 条 2 項）並びに 750 万円の損害賠償（意匠権侵害の不法行為〔民法 709 条〕又は不競法 4 条）及びこれに対する不法行為又は不正競争の日の後である令和 2 年 11 月 17 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年 3 % の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

大阪高裁は、控訴人（1 審原告）の請求はいずれも理由がないとして、控訴人（1 審原告）の請求を棄却した。

### 1. 前提事実

#### (1) 当事者等

原告は、家庭用雑貨、電気製品等の製造、販売等を目的とする株式会社である。

被告は、照明器具及び電気器具の製造、卸売等を目的とする株式会社である。

#### (2) 原告商品の製造、販売等

原告は、平成 31 年 3 月から、EC サイトや全国の量販店等を通じて送風機付き照明器具である原告商品 1 - 1 の販売を開始し、また、令和 2 年 3 月から、同様に原告商品 1 - 2 及び 2 の販売を開始した。

#### (3) 被告商品の製造、販売等

被告は、令和 2 年 6 月から、EC サイト等を通じ、送風機付き照明装置である被告商品の販売を開始した。被告商品の形態は、別紙「被告商品説明書」のとおりである。なお、被告は、以下の意匠権を有するところ、被告商品はその実施品である。

### 2. 争点

(1) 争点 1（意匠権関係）原告意匠と被告意匠の類否

(2) 争点 2（不競法 2 条 1 項 3 号関係）被告商品による形態模倣の有無

(3) 争点 3（不競法 2 条 1 項 1 号関係）

ア 争点 3 - 1 原告商品の形態の商品等表示該当性

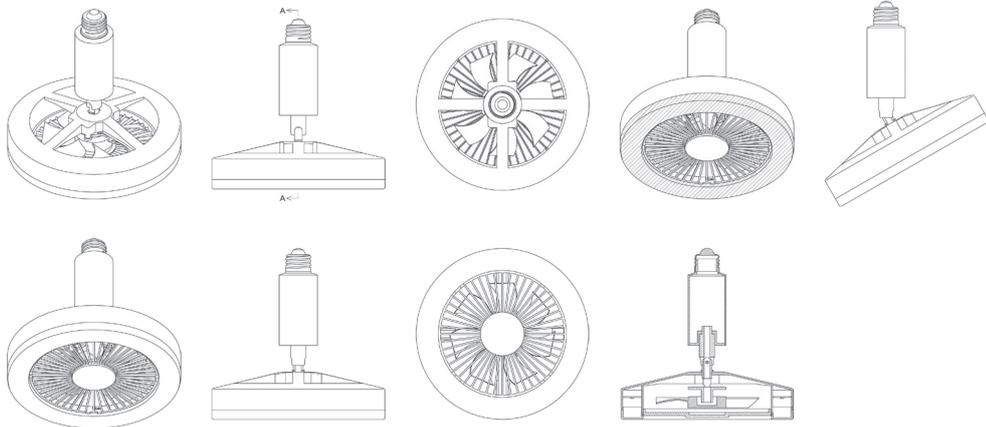
イ 争点 3 - 2 原告商品と被告商品の形態の類否及び混同のおそれの有無

### 3. 本件登録意匠（控訴人意匠権）

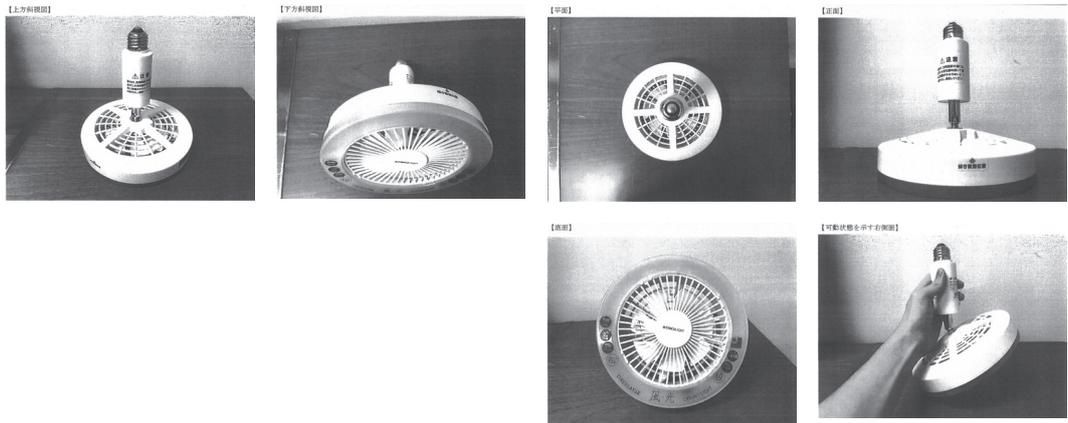
出願日：令和元年1月22日 登録日：令和元年12月27日

登録番号：意匠登録第1650627号 意匠に係る物品：送風機付き照明器具

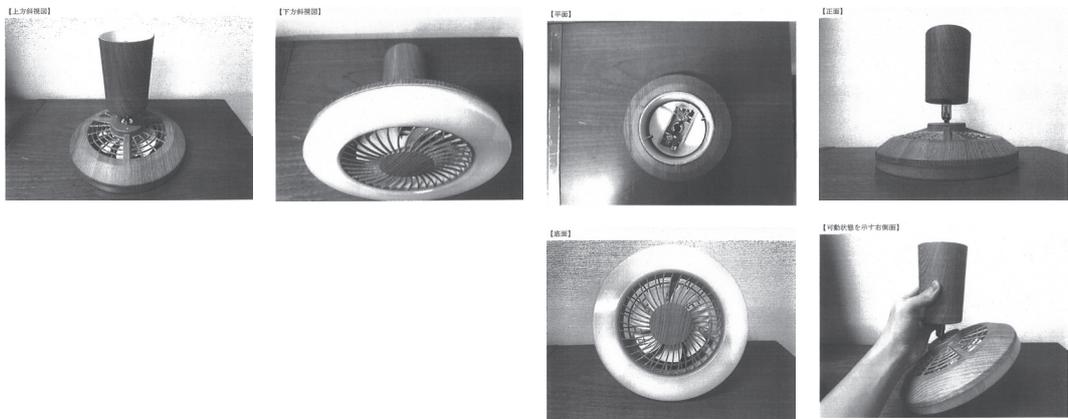
#### 本件登録意匠



### 4. 原告製品意匠：原審別紙（原告商品説明書1-1）より抜粋



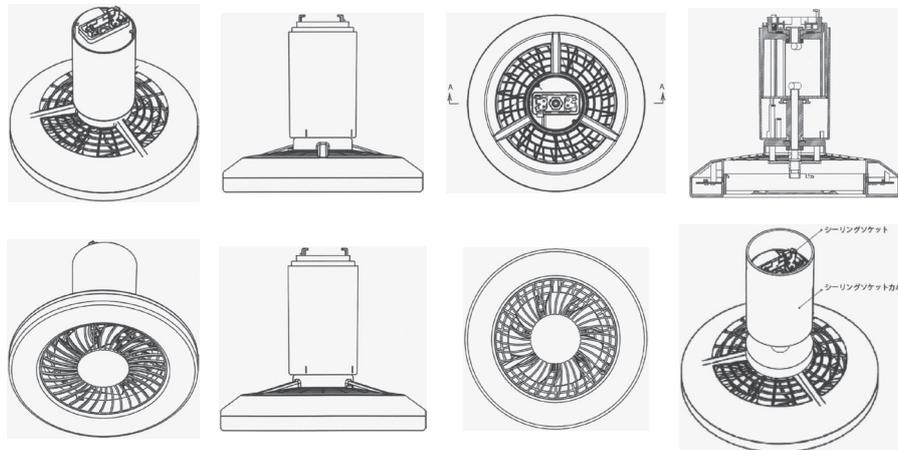
### 5. 被告製品意匠：原審別紙（被告商品説明書）より抜粋



## 被告登録意匠（被控訴人意匠権）

出願日：令和2年1月30日 登録日：令和2年8月25日

登録番号：意匠登録第1667995号 意匠に係る物品：送風機付き照明装置



## 裁判所の判断

### 1. 意匠権侵害を理由とする請求について

当裁判所も、原告意匠と被告意匠とは、基本的構成態様においておおむね共通するものの、具体的構成態様における差異点とその共通点により生ずる美感を凌駕し、全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にするというべきであって、被告意匠は、原告意匠と類似するとはいえないと判断する。

#### ア 具体的構成態様D / dにおける差異点について

1審原告は、原審が、円筒状中空本体の形状に関する差異点②の与える印象について、差異点③と逆の認定をしたことについて、主観的な印象であり、その理由が不明であると主張する。しかし、原告意匠の要部である具体的構成態様D3、被告意匠の具体的構成態様d3を対比した結果である差異点②についてみると、前者は、円筒状中空本体が円周部（周辺部）まで厚みがあることから（十分な体積を感じることができる。）、存在感を感じさせると認定することに合理性があり、一方、後者の側面の厚みは、円周部（周辺部）に行くに従い、薄くなっていることから、すっきりとした印象を与えるといえる。上記と同様に原審が認定した差異点③は、円筒状中空本体の中空部の直径と本体の直径との違いであって、差異点②とは異なる差異点であるから、「すっきりした印象」が逆に認定されたからといって不合理ということとはできない。

また、1審原告は、差異点②、③が微差であると主張するが、差異点②につき、原告意匠では円筒状であるのに対し、被告意匠では、上半分が略梯形状で、その形状の違いは大きく、微差ということとはできない。また、差異点③についても、需要者の注意を最も引く部分である円筒状中空本体の下面部に占める、中空部（ファンガード部分に相当する。）と透光部の割合の大小が相当に異なることになるから、微差ということとはできない。

なお、点灯した場合、差異点が明確でなくなることがあったとしても、需要者は、常に点灯した状態で看取するわけではなく、上述した点が左右されることはない。

イ 具体的構成態様E / eについて

1 審原告は、原審が、原告意匠の要部である具体的構成態様E3、被告意匠の具体的構成態様e3を認定した上で指摘する差異点Aが微差であり、むしろ、円形板から放射状に多数のファンガードが面一に形成されているという全体的な印象の方が強いという。確かに、原審の認定した上記具体的構成態様（E3 / e3）によると、1 審原告が主張するとおり、いずれの意匠も、多数のファンガードが円筒状中空部下面とほぼ面一に形成されているという印象は受けるものの、このような形態を備えた先行意匠が存在することが認められ（乙14～16、乙17の1・2）、多数のファンガードが存在することや、略面一であることもって特徴的ということとはできない。むしろ、ファンガードの形状が直線的であるか、曲線的（渦巻き状）であるかについての差異点は、より強い印象を与えるというべきであり、上記差異点を微差ということとはできない。

なお、1 審原告は、点灯した状態では、上記の差異点について、認識されなくなると主張するが、前記アのとおり、常に点灯した状態で看取されるわけではない。

1 審原告の主張は採用することができない。

ウ 具体的構成態様H / hについて

1 審原告は、原審が、原告意匠の要部である具体的構成態様H3、被告意匠の具体的構成態様h3を認定した上で指摘する差異点⑥が微差という。

しかし、原審の認定した上記具体的構成態様（H3 / h3）によると、側面視の本体に対して透光部の占める割合は、原告意匠（約3分の1）と被告意匠（約4分の3）とで相当に異なっており、この違いは異なる印象を与えるということができ、微差ということとはできない。また、前記アのとおり、被告意匠では円筒状中空本体側面の上半分が略梯形状であって、その部分の与える印象が異なるため、原告意匠と被告意匠の側面における透光部の占める割合（高さ）を、上記略梯形状を含めた円筒状中空本体側面に対する下面からの高さとして、単純に比較することもできない。

なお、1 審原告は、点灯した状態では、上記の差異点について、認識されなくなると主張するが、前記アのとおり、常に点灯した状態で看取されるわけではなく、1 審原告の主張を採用することはできない。

エ 具体的構成態様I / iについて

1 審原告は、原審が、原告意匠の要部である具体的構成態様I3（ただし、口金部を除く）、被告意匠の具体的構成態様i3（ただし、シーリングプラグを除く。）を認定した上で、その差異点⑧、⑨から受けるとした印象について、支柱体は天井から吊り下げられる部位に関するものであり、しかも、支柱体の下部には円筒状中空本体が存在するのであるから、支柱体が独立して、原審が認定した印象を与えることはない旨主張する。しかし、円筒状中空本体を天井から吊り下げる部位である支柱体は、同中空本体直径の約5分の1（原告意匠）ないし約3分の1（被告意匠）という相当の存在感を示すものであり、円筒状中空本体が上方突出体をもって角度調整可能であって下方のみを向いて

いるものでもないことをも考えると、支柱体が天井と円筒状中空本体に挟まれたものであったとしても、その支柱体から受ける印象は、原審が認定するとおりであるというべきであって、1審原告の主張は採用することができない。

#### オ まとめ

以上によると、1審原告が当審において主張する差異点は微差ということではできない。そして、原判決を引用して説示したとおり、要部を踏まえた原告意匠と被告意匠の共通点及び差異点を総合的に考慮すると、原告意匠の構成は、平面視（底面視）が円形である点を除き、全体的に直線的で、すっきりとして洗練された印象を与えるのに対し、被告意匠の構成は、全体的に存在感を示しつつも、柔らかく安定感のある印象を与えるものであって、これらの印象がそれぞれの意匠全体に与える影響は強く、原告意匠と被告意匠に接した需要者は、両意匠から異なる印象を強く感じるものとみられる。

したがって、原告意匠と被告意匠とは、基本的構成態様においておおむね共通するものの、具体的構成態様における差異点はその共通点により生ずる美感を凌駕し、全体として需要者の視覚を通じて起こさせる美感を異にするというべきであって、被告意匠は、原告意匠と類似するとはいえない。

このことは、原告意匠と被告意匠とで意匠の要部としての基本的構成態様（2か所）が全て共通していることを十分に参酌しても、判断が左右されるものではなく、1審原告の主張を採用することはできない。

### 2. 不競法2条1項3号違反を理由とする請求について

当裁判所も、原告商品（同1-1、同1-2及び同2）と被告商品の形態が実質的に同一であるとは認められないから、被告商品は、原告商品の形態を模倣したものということではできないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」第4の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 3. 不競法2条1項1号違反を理由とする請求について

当裁判所も、原告商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有していると認めることはできないと判断する。その理由は、後記のとおり、当審における主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」第4の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

当審における当事者の主張に対する判断

ア 1審原告は、原告商品について、3つの機能等が組み合わさったことを指摘した上で、具体的な原告商品形態に特別顕著性があると主張するとともに、その点についての原審の判断が審理不尽であると主張する。

1審原告が原告商品の他製品と異なる形態上の特徴として主張する点は、3つの機能（①天井空間を利用して天井に設置された電球ソケットに直接差し込んで使用する。②円筒状中空本体の中央に7枚の回転ファン及びファンガードがある。③中空部本体上方から可動部を有する支柱体を突出させ、角度調節ができる。）に由来するもの

であるが、引用した原判決が説示するとおり、1審原告が主張する原告商品の具体的形態は、それぞれの機能を有する商品の通常有すると考えられる形態との対比において、特別顕著な特徴があるものとは認められない。また、1審原告が主張する原告商品の形態上の特徴と同様の形態を有する他商品が存在することが認められる。

原告商品について、3つの機能等が組み合わさったことを踏まえて検討しても、1審原告の主張する上記具体的形態をもって、特別顕著性を認めることはできない。

イ また、1審原告は、原告商品の販売が開始された後に市場に出た商品の形態を証拠として、原告商品形態の特別顕著性を否定していると主張する。しかし、原審は、口頭弁論終結時点で原告商品形態の特別顕著性が認められれば、不競法2条1項1号、3条の適用の余地があるため、特別顕著性があるか否かを判断するため、上記時点までに存した第三者の商品形態を検討したに過ぎず、原告商品の販売開始前に市場において販売されていた他商品の形態との対比（原判決第4の3（2））によっても、前記アのとおり認定することができるから、1審原告の批判は当たらない。

#### 4. 結論

以上のとおり、1審原告の請求はいずれも理由がないので、これを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当である。よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部 裁判長裁判官 山田 陽 三  
裁判官 池町知佐子  
裁判官 渡部佳寿子

#### 判決にまつわる検討

本件は、「送風機付き照明器具」（意匠登録第1650627号）の意匠権（本件意匠権）を有する控訴人（1審原告）が、被控訴人（1審被告）に対し、原判決別紙被告商品説明書記載の商品（被告商品）の製造、販売行為に関し、①1審原告の意匠権（原告意匠権）侵害、②原告商品の形態模倣による不競法2条1項3号の不正競争、③周知の商品等表示である原告商品の形態と類似の形態を使用することによる不競法2条1項1号の不正競争、に該当するとして、1審被告に対し、被告商品の譲渡等の差止（意匠法37条1項又は不競法3条1項）、製造の差止（意匠法37条1項又は不競法3条2項）、被告商品及びその半製品の廃棄（意匠法37条2項又は不競法3条2項）並びに750万円の損害賠償（意匠権侵害の不法行為〔民法709条〕又は不競法4条）を求めた事案である。大阪高裁は、控訴人（1審原告）の請求はいずれも理由がないとして、控訴人の請求を棄却した。原審である大阪地裁の判断を支持したものである。

原審の大阪地裁は、①「要部を踏まえた原告意匠と被告意匠の共通点及び差異点を総合的に考慮すると、原告意匠の構成は、全体的にすっきりとして洗練された印象を与えるのに対し、被告意匠の構成は、全体的に存在感を示しつつも、柔らかく安定感のある印象を与える

ものであって、これらの印象がそれぞれの意匠全体に与える影響は強く、原告意匠と被告意匠に接した需要者は、両意匠から異なる印象を強く感じるものと見られる。」として、被告による被告商品の製造販売等は原告意匠権を侵害するものとはいえないと判断した。また、②「原告意匠と被告意匠とが差異点により異なる美感を生じるのと同様に、原告商品と被告商品の各形態につき、需要者に異なる美感を生じさせるものといえる。また、これらの差異点の存在にもかかわらずなお両商品の形態が酷似し、実質的に同一というべき事情は見当たらない。」として、「被告商品は、原告商品のいずれとの関係でも、その形態を模倣したものとはいえないから、被告による被告商品の販売等は不正競争（不競法2条1項3号）に当たらない。」と判断し、③「その他の形態上の特徴を踏まえても、原告商品の形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有していると認めるに足りる事情は見当たらない。」「したがって、原告商品の形態は、いずれも、「商品等表示」（不競法2条1項1号）に該当しない。」から、原告は、被告に対し、不競法3条に基づく差止及び廃棄請求権並びに同法4条に基づく損害賠償請求権を有しない。」と判断したものである。

大阪高裁は、原審の大阪地裁の判断を支持するものであるが、意匠における具体的構成態様における差異点や両商品形態が実質的に同一か否か、原告商品の特別顕著性について、1審原告の主張にそれぞれ丁寧に言及し、丁寧に説示している。「差異点②につき、原告意匠では円筒状であるのに対し、被告意匠では、上半分が略梯形状で、その形状の違いは大きく、微差ということとはできない。」「また、差異点③についても、需要者の注意を最も引く部分である円筒状中空本体の下面部に占める、中空部（ファンガード部分に相当する。）と透光部の割合の大小が相当に異なることになるから、微差ということとはできない。」「なお、点灯した場合、差異点が明確でなくなることがあったとしても、需要者は、常に点灯した状態で看取するわけではなく、上述した点が左右されることはない。」「多数のファンガードが存在することや、略面一であることもって特徴的ということとはできない。むしろ、ファンガードの形状が直線的であるか、曲線的（渦巻き状）であるかについての差異点は、より強い印象を与えるというべきであり、上記差異点を微差ということとはできない。」として原審の類否判断を支持している。

本件は原告の登録意匠の後願として被告意匠が登録されているもので、被告側は原告の意匠登録前にも同様の商品があることを証拠として提出し、意匠権侵害も不正競争行為も認められなかった事案である。両意匠は「円筒状中空本体」自体の形状が異なり、類似しないとの類否判断については納得させられるものであると思料する。

侵害訴訟で損害賠償を受けるには、よほど同一に近い形状であるか、後発者である被告に明らかな模倣の実態があるなどの明らかな作為が証明されない限り難しいと感じるところである。また、登録意匠の背景についても、よくよく検証してから、侵害を申し立てなければならぬと思料する。周辺に同様の公知意匠が多数存在するかどうかは大きな鍵となる。訴訟において公知意匠を効果的に提示できるか否かが勝敗を左右すると言っても差し支えないものと思料する。